米国でビジネスをするには

以下に掲載したのは、米国の官民の入国管理専門家の間で行われた、海外商用渡航に関する自由討論会の内容を編集したものです。討論会のビデオは、国務省のウェブサイト (http://usinfo.state.gov/journals/itps/0905/ijpe/rntbl.htm)で視聴できます。

米国の政府と産業界はどちらも、米国企業とその海外顧客、パートナー、現地社員が直接交流することの必要性を理解し、支援しています。

しかしながら、他の多くの国々と同様、米国は安全保障上の懸念から、米国に入国しようとする人々を慎重に審査せざるを得ません。

ラウンドテーブルの参加者：左からジャニス・ジェイコブス、ダグラス・ベーカー、マイケル・ニーファック、エリザベス・ディクソン、ランデル・ジョンソン、司会のアレクサンダー・フェルドマン

海外渡航手続きにおける当初の警備上の変更は、必ずしも期待していたほどスムーズにいくとは限りませんでしたが、9.11同時多発テロ以降の４年間に、大きな改善が見られました。

効果的な警備体制と開放性を貫く姿勢との間でバランスを取ろうとすれば、海外渡航手続きのさまざまな段階で、審査時間が長くなります。しかし、米国政府は残された課題の解決を目指し、財界指導者たちとの協力を続けています。

これらの問題は、以下に示す2005年８月に米国の官民の専門家の間で行われたパネルディスカッションで議論されました。参加者は、ダグラス・ベーカー米国商務省サービス業担当次官補、エリザベス・ディクソン・インーガソルランド国際移民サービス・アドバイザー1、ジャニス・ジェイコブズ米国国務省ビザサービス担当次官補代理、ランデル・ジョンソン米国商工会議所副会頭2、マイケル・ニーファック米国国土安全保障省移民政策担当ディレクターです。アレクサンダー・フェルドマン米国国務省国際情報プログラム局コーディネーターが司会として、参加者に質問します。

渡航の円滑化に向けた協力体制

質問（司会者）：重要な課題のひとつとして、米国政府が米国の産業界と、実際にどのような協力体制を取っているか、ということがあります。この点についてお聞かせください。

ジェイコブズ：私たちは9.11テロ事件後のビザ関連の仕事を、国境保全と門戸開放の間でバランスを取っていると表現することがよくあります。そしてこの任務は、在外領事担当官が、商用渡航者のビザだけでなく、米国を訪れるその他の合法的な旅行者のためのビザを審査する際に、毎日やっていることです。

私たちは数多くの円滑化プログラムを設置してきました。2004年７月には在外領事館に公電を打ち、商用渡航が米国にとっていかに重要であるかを、つまり重要な経済上の理由を再認識してもらいました。米国の旅行・観光業界は、年間約930億ドルもの収益を生み出していますからね。

また在外領事館に、商用渡航の円滑化のために、どのような施策を講じているかを尋ねてみました。そうしたら全公館から回答があり、地元の米国商工会議所との協力で進めているプログラムや、大企業が大使館や領事館に登録して、社員の面接の予約をスムーズにする方法について説明がありました。なかには、商用渡航者専用ラインを用意している領事館もあります。

領事館が実施しているそれぞれのプログラムをすべて検討し、10月に商用渡航の円滑化のための最良の事例について説明した公電（全世界向けの通達）を送りました。そしてすべての領事館に対し、緊急の予約を必要とする渡航者のために、何らかの手続き、例えば予約日時より前の来館といったことを提案するよう求めました。

その他にも、すべてのビザ申請者のために、ビザ要件に関する詳しい情報を提供するよう努力しています。そのためにウェブサイト(http://www.travel.state.gov) をさらに充実させました。このサイトにアクセスすれば、ビザ審査面接で予想される質問や持参すべき書類などについての情報を得ることができます。

また、米国への渡航を予定している人が、ビザ申請書を提出する領事館での待ち時間がどれくらいかを調べることができるように、このウェブサイト上に予約待ち時間の情報を掲載するよう要請しました。（*http://travel.state.gov/visa/temp/wait/tempvisitors_wait.php*）

もうひとつ、在外領事館に言ってきたのは、それが医療上の理由であれ、大型商取引のために指定された予約日時よりも早く来館しなければならないといった場合であれ、緊急に渡航する必要がある人を対象とした手続きを用意しなければならないということです。領事館は、それを実現するための措置を講じなければなりません。（*http://travel.state.gov/visa/temp/types/types_2664.html*）

質問：ダグ、商務省はこの問題にどう対応していますか。商務省は政府と、もちろん、産業界の橋渡し役という立場ですね。

ベーカー：9.11テロ事件の直後に、ワシントンＤＣでビザ政策と安全保障問題の重要性が高まり始めたので、テロ事件がわが国産業界の経済の安全保障にとって大きな懸念材料になるだろうと思いました。産業界は民間部門の雇用を創出する源泉であり、サービス部門で8800万人、製造部門で1500万人と、非常に多くの米国人を雇用しています。

そこで私たちは国務省に働きかけました。また当時の移民関係の諸機関にも働きかけ、ビザ政策と円滑なビザ申請手続きの継続が急務であることを、確実に理解してもらえるように努めました。［注：ここで言う「当時の移民関係諸機関」とは、2001年９月11日の同時多発テロ事件後に新設された国土安全保障省に統合された移民帰化局（ＩＮＳ）などの国境警備・検査機関を指します］

私たちはワシントンＤＣや世界各国の首都にある米国商工会議所と緊密に協力し合い、ビザ発給の遅延によって発生する課題や懸念事項にきちんと対応してもらえない場合は、商務省に連絡する必要があることを明確に理解させました。その一方で、省庁間手続きに取り組み、行く手にある様々な障害を取り除くだけでなく、重要なテーマのひとつであるビザ発行手続きの透明化にも努力を傾けることにしました。

質問：ランディー、米国商工会議所は、この商務省との関係をどう見ていますか。

ジョンソン：以前私たちは、国務省と国土安全保障省に対してかなり批判的で、「産業界の心配事には、誰一人、耳を貸してくれないじゃないか」と言った表現を使っていました。また9.11テロ事件後の状況から、誰もが［安全保障対策強化の必要性］を理解していましたが、それでも主張すべきことははっきり主張しなければなりませんでした。実際、私たちは大声を張り上げて、わが国の経済上の安全保障は重要だと言いましたよ。そして現実に、経済上の安全保障は、商工会議所も支持した、国土安全保障省が新設されるときの綱領の一部として認識されました。

つい最近、コロンビアのボゴタの商工会議所から連絡がありました。現在は手続きがとても順調に進んでいて、大変喜んでいるとのことでした。一方で、他の商工会議所からは、相変わらず問題があるという報告も受けています。

問題のひとつは、［米国政府と産業界の］意見交換が、いささか場当たり的であることだと思います。制度をもう少し正式なものにするために、ここワシントンＤＣで、例えば、民間部門と公共部門間の諮問委員会といった形で、正式なシステムを作ることも、ひとつのアイデアだと思います。

状況は次第に改善されていますが、今でも産業界では、苦情を言ったり、手紙を書いたりして、それが何らかの成果を上げると期待する、このあいまいな手続きの代わりに、誰かと直接話をして事態を改善させることはできないのかと感じています。

質問：エリザベス、あなたの会社が直面している問題と、私たちが認識すべき課題について少し話してください。

ディクソン：分かりました。まず、私は大企業の［代表として］国務省とフォーチュン誌500社のような大企業との会議に何度も参加していますが、私たちと定期的に会合を持ち、私たちが経験しているストレスの一部を理解してくれる国務省と国土安全保障省の懐の深さを高く評価しています。

国務省のウェブサイトはすごく便利だと思います。私たちもこのサイト（http://www.travel.state.gov）　にリンクしています。非常に良く出来たウェブサイトですが、掲載されている情報が最新であれば、です。予約待ち時間が、実際に私たちが経験しているのと時々食い違っていることがあります。それでも、おおよその時間としては十分役に立ちますけど。

領事館と協力した取り組みが成功した一例として、大幅な遅延があったときのことがあります。ビジネス上、どうしても渡航が必要なことを確実に証明できた場合に、ビザ面接の予約日を早めることに成功したケースがあります。

緊急の商用渡航について、その必要性を明確に証明できれば、領事館側はそのための予約を確保することに、柔軟性も積極的な姿勢も示すことがわかりました。

質問：たくさんのことが順調に進んでおり、改善もされているという感じを受けましたが、産業界と引き続き協力し制度を改善して行く上で、いくつかの課題がありますね。

米国のビザ・入国問題

質問：討論会の第２部では、外国または国際企業の経営幹部が米国を訪問しようとしたとき、実際にどのような問題に直面するかについて話し合いたいと思います。

エリザベス、あなたは先ほど、この問題について少し触れましたが、もう一度この課題に戻ってお話を伺いたいと思います。

ディクソン：最も難しい問題のひとつは、手続きに一貫性がないことだと思います。全く同じ書類を持たせて５人をビザ申請に送り出しても、難なく通る人もいますし、［一方で問題にぶつかる人もいます］。その他に、私たちにとってよく問題となるのは、ビザ発給ミスです。何年も前には、申請者が朝一番にビザ申請を行い、午後にパスポートを引き取りに行ったとき、何らかの理由でミスがあり、その場で気付いた場合には、その場で訂正してもらえました。

それから、私はビザに関する互恵協定は、本当に重要な問題だと思います。中国での大きな成果は、12カ月有効な複数回入国ビザを再交渉して合意に達したことです。このビザは中国から米国に入国する人々だけでなく、中国を何度も訪れる米国人商用渡航者にも役立つものです。ですから私は、すべての互恵協定を再交渉することが望ましいと考えますし…。

ジェイコブス：そうですね。

ディクソン：…延長してもらいたいとも思います。そうすれば確実に領事部の負担を減らすことができますからね。

ジェイコブス：おっしゃるとおりです。

ディクソン：それだけでなく、国際的な商用渡航の円滑化も…。

ジェイコブス：私たちは互恵協定の延長について、いつでも他国の政府と交渉する意思を持っています。ただし、同種のビザでその国を訪れる米国市民が同じ待遇を受けられることが条件です。言わば、そこに、この問題のすべてがあります。つまり、相手国には、同等の待遇を米国人に与えてもらわなければなりません。

質問：ランディー、同じような問題を感じていますか。

ジョンソン：ええ。ビザ審査官が［ビザ発給の是非を判断するために］使う基準［に関する情報］がないからだと思います。そして、時々私たちが耳にするのは、申請者はビザ発給を拒否された理由が全く分からず、説明されてもよく理解できないというようなことばかりです。

時々思うのですが、これはおそらく旅行者が必ずしも国務省の「お客様」ではなく、細かく審査しなければならない人物として認識されているからではないでしょうか。しかし申請者が一部の担当官からちゃんとした扱いを受けていないと感じるような関係もあります。そして、それが小さな問題か大きな問題かにかかわらず、そういった認識は広まっていくので、何らかの形で時々チェックする必要があるのではないかと考えます。

ジェイコブス：国務省の現場の領事担当官は、実際に大使館を代表するだけでなく、時には米国という国全体、または米国政府そのものを代表しています。ですから、私たちは領事担当官に対し、ビザ申請に対する判断がどんなものであっても、領事館まで出向いてくる申請者には、品位をもって接するよう、繰り返し伝えています。申請者は、品位ある丁寧な扱いを受けるべきです。またビザ発給が拒否された場合には、申請者はその理由を理解する必要があります。

領事担当官は、書面で拒否理由を提示することが義務付けられています。当然のことながら、申請者は緊張しているので、回答がなぜ「ノー」なのか理解できない、といったことが、時々起こるのだと思います。多くの場合、それは申請者が自国との十分なつながりを証明できなかったので、移民する意思があるように見え、領事担当官は法律に従ってビザを拒否せざるを得ないというのが実情です。

質問：でも、一貫性の問題はどうなりますか。

ジェイコブス：どのケースも個人の事情によって判断されます。ですから同じ目的で［渡航する］2人の申請者がいたとしても、申請者の事情はそれぞれ違うかもしれません。その場合、領事担当官の判断はおそらく異なるでしょう。

私たちは領事担当官たちに、ビザ審査に必要な研修やツールをすべて提供しますが、申請者が適格かどうかの判断は、最終的には担当官に任せています。私は、ほとんどのケースで、領事担当官たちが正しい決定をしていると思っていますが、彼らもまた人間であり、時には間違いを犯すこともあるでしょう。

質問：こうしたビザ関係全体で、国土安全保障省はどのような役割を果たしているのですか。

ニーファック：法律により、国土安全保障省は、ビザ政策を決定する上で最も重要な役割を担っています。国務省はビザを発行し、海外の領事館［の業務］、つまり適格者かどうかの判断を担当しています。しかし、その人物が米国に到着すると、各国境入国地の移民審査官の仕事になります。

私たちも、今ジャニスが説明したような問題、同じ課題を多数抱えています。心配で緊張した申請者とか、緊急に行わなければならない面接とか、そうしたことすべてです。

私たちは、米国が訪問者を歓迎する国となるためには、顧客サービスが重要であると、強く訴えてきました。すべての申請者を、同じように尊厳を持って扱うことができない審査官を容認することはできません。

すべてが完璧と言うつもりはありません。私はこの分野で、産業界とより緊密に協力できるのではないかと考えています。つまり、対顧客関係の面です。そして、この点については、いつでも検討する心構えができています。

私たちには民間部門を担当する部署がありますが、それは産業界に影響する問題のための重要な情報源であるとともに、こういった問題を私に伝えてくれます。たくさんの問題に気付かせてくれ、それらの問題を解決してくれるほか、業界との橋渡し役を果たしています。

ベーカー：米国企業から何度も聞くことのひとつに、ビザ申請が拒否された場合に、領事担当官の判断に明確なパターンがないように見えるということがあります。ある人は合格したのに、［その一方で］別の人は拒否される。ところが［その２人の申請者は］ほとんど条件が同じように見える。

大企業であれば、弁護士に電話で依頼することであろうと、米国商工会議所の面接を迅速化する手続きであろうと、確かに、頼みの綱や救済手段を持っているケースは多くなっています。ところが、ワシントンＤＣの米国商工会議所の会員でもなく、外国の首都のどの米国商工会議所にも属さない中小企業は、実質的に頼る手段がないということも分かりました。

そこで、私たちは国務省に相談し、このワシントンＤＣに「ビザ促進センター」を開設する試験プログラムに同意してもらいました。これは中小企業を対象とする国務省の問い合わせ窓口で、ここを通じて申請者は［ビザが拒否されたことの］本当の理由が何なのかを知ることができます。

ジェイコブス：中国に対する関心が非常に高いこともあり、まずは、中国、つまり中国で事業を行っている米国企業のみを対象にとする試験プログラムから始めました。そして、最近、実は先月ですが、この試験プログラムを、全世界を対象とするプログラムに拡大することを決めたばかりです。

これはどういうことかと言いますと、企業規模の大小にかかわらず、米国企業がビザ取得方法に関する情報を希望する場合、あるいは特定の問題がある場合、どの企業も、この国務省ビザ担当部門に新設された「ビザ促進センター」に連絡することができます。また、センター*(businessvisa@state.gov)* に電子メールを送ることも可能です。

「顧客サービスが重要であると、強く訴えてきました。（中略）すべての申請者を、同じように尊厳を持って扱うことができない審査官を容認することはできません」

－マイケル・ニーファック

質問：私たちが直面しているのは、手続きの遅延と透明性の問題、そしてビザの申請者が何を必要としているかに対する理解が欠けていることのようですね。

では、討論会の第３部で、その話題に触れたいと思います。つまりこの手続きを確実に、出来る限り円滑に進めるためにはどうすれば良いかということと、申請書類審査について領事担当官と国土安全保障省の両方を支援するために何ができるかということについてです。

商用ビザの取得

質問：この討論会の第３部は、米国入国のためのビザ入手に関する実務的な事柄、商用渡航者が知っているべき情報、そして在外大使館の領事担当官に提供しなければならない情報について取り上げます。

ジェイコブス：先ほどお話したように、国務省のウェブサイトにビザ条件に関するたくさんの情報が掲載されています。基本的に領事担当官が…。

質問：皆さんに、ウェブサイトのアドレスを教えてあげてください。

ジェイコブス：http://www.travel.state.gov です。領事担当官が実際に知りたいのは、申請者自身のこと、申請者の自国での状況に関する［できる限り］多くの情報、それに米国への渡航計画に関する情報です。

そこで、来館時に申請者は母国との「つながり」を示すことができなければなりません。それを証明する証拠を持参する必要があります。

質問：「つながり」とは何ですか。

ジェイコブス：それは、自国で仕事を持っている、家族が母国にいる、母国の学校に通っているというように、米国への短期訪問後に自国に戻る理由があることを示す証拠です。

質問：では、どんなものが証拠と見なされるのですか。

ジェイコブス：そうですね、雇用者からの手紙や給料明細書を見せてほしいと要求することもありますし。不動産を所有していれば、多分その不動産の権利書とか、そういった種類のものです。いわゆる必要書類のリストといったものはありませんが、自国に生活の基盤があることを示すどんなものでも持ってきていただければ、領事担当官にとって役立ちます。

それから、米国への渡航に関する限り、その人物が誰なのか、なぜ米国滞在が必要なのか、米国で具体的にどんな活動をするのか、といったことすべてを説明した手紙も大いに役立ちます。

自国との結びつきにも、渡米目的にも何の問題もなければ、ビザの受給資格を得るのは比較的容易です。

ニーファック：国土安全保障省では国境入国地で審査を行うときに、大体同じようなことを調べます。話のつじつまが合っているかどうか、渡航理由と自国に戻ることをはっきりと示しているかどうか、などです。国土安全保障省はその審査を国境でもう1回行わなければなりません。

長期間有効なビザの場合、［米国に再入国する際に］身上などに変更があれば、申請者は現在の状況に関する最新情報をすぐに提示できるようにしておくことが重要です。

質問：では、旅行の際にそれらの書類を実際に持ってこなければならないのですか。

ニーファック：そうしておけば万全でしょう。というのは、国土安全保障省の審査官は、空港や港で即断しなければならないからです。特にビザが当初発行されてから長い年月が経っている場合、自分の立場を立証するのに必要な情報を所持していることは重要です。

ディクソン：そのような場合、役立つと思えば私たちは国境入国地あての書簡を用意することがあります。私たちが実施したもうひとつのことは、これは特にＪ－１プログラムに関してですが、指示書に詳細なリストを記載したことです。つまり領事館に持参しなければならない書類だけでなく、所持すべき書類のリストです。

それで、ジャニス、さきほど自国とのつながりを話題にしていたとき、私の会社のことに触れましたが、当社ではその問題［自国との結びつきを証明する必要性］を解決するための書簡を準備するにあたり、質問表を作成しました。特に言葉の問題がある

場合、その［要件］を説明しやすくするためです。例えば、中国の企業の多くは、社宅を社員報酬パッケージの一部にしています。そうすると社員はそれ［家の所有権］を示せないわけですが、しかし「つながり」は長期雇用そのものであり、そして家族が社宅に住んでいるという事実であることを、書簡で示すことができると思います。そのようにして私たちはこの問題に対処しようと努力しています。

「自国とのつながりと渡米目的に何の問題もなければ、ビザの受給資格を得るのは比較的容易です」　ージャニス・ジェイコブス

ジェイコブス：インガーソルランド社がやっていることは素晴らしいと思います。企業に関する情報や、申請者が米国内で何をする予定なのか、そして申請者の渡米目的について、もらえる情報が詳しければ詳しいほどありがたいです。例えば設備見学が目的だとか、複数の都市を訪問する場合には旅程だとか、こういった情報はすべて非常に役立ちます。申請者は旅行についても説明できなければならず、米国内での活動についても説明ができなければならない、ということです。

国境入国地でのことについて、ちょっと簡単に付け加えさせてください。私たちは現に、電子的に発行されたビザに関する情報を共有しており、国境入国地の審査官は、そのビザが領事館の発行したものであり、正式な書類であることをすぐに確認できます。結局それが渡航の円滑化にとても役立っていると思います。

ジョンソン：マイク、この討論会の聴衆の皆さんに安心してもらうために申し上げますが、領事館で承認されたビザを保有している人が、はるばる米国まで旅をし、国境入国地で入国を拒否され、自国に引き返さなければならないというケースは、めったにあるものではありません。

ニーファック：まったく新しい事情でも発生しない限り、そんなことは起きませんよ。

ジェイコブス：おそらくビサ発行後に新しい情報が出てきたとか、何かそう言ったことでしょう。でも確かに異例のことです。

質問：指紋押捺とか指紋のスキャンについて、多くの人が耳にしていると思うのですが、まず、これは全員に義務付けられているのですか。

ジェイコブス：2002年5月に連邦議会は、基本的には国務省が発行するビザに、生体認証情報を含むことを義務付ける法律を成立させました。

質問：「生体認証情報」とはあいまいで大げさな言葉ですね。

ジェイコブス：生体認証情報とされるものには、いろいろなものが考えられます。国務省は両手人指し指の指紋採取プログラムの導入を決めました。というのもメキシコですでに似たようなシステムを使っていたからです。2004年の10月26日までにそれ［システム］を世界各地に配置しなければなりませんでした。ですから、200以上の在外公館にシステムを配置するために、メキシコとほぼ同様のシステムを使ったのです。

でも実際には、指紋押捺ではありません。小さな箱のような指紋スキャナーです。ビザ面接の手続きが、30秒ほど余計にかかるだけです。それはもう、あっという間です。

質問：でもそれは、イスラム教徒や中近東だけを対象ということではないのですね。

ニーファック：そんなことはありません。

ジェイコブス：そんなことは全くありませんよ。全世界共通の条件です。基本的には旅行者の身元を確認することが目的ですが、その渡航者が所持しているビザが別の名前で発行されていないことを確認するためでもあります。つまり、身元を詐称する者がいないようにするためです。

ニーファック：渡航者が空港・海港に到着すると、私たち［税関国境警備局職員］は同じ作業を行います。　[US-VISITプログラム] が申請時に入力されたデータと照会し、渡航者がビザを取得した人と同人物であることを確認します。

ですから、このシステムによってプロセスが遅れることは全くありません。むしろ迅速化されます。その渡航者が申告どおりの人物であり、米国に正当な用事があることが確認されれば、その人は自由に通関できます。

ジェイコブス：自国にしっかりした生活の基盤があることを証明し、米国への訪問理由を明確に説明することができさえすれば、何も問題はないはずです。

ニーファック：US-VISITシステムについて、実施方法、特に陸地の国境での実施方法についてかなり不安がありました。今までのところ導入は順調で、国境で特に深刻な遅延は発生していません。また、システムの導入に大きな懸念を抱いていた商工会議所、例えばラレド［メキシコとの国境にあるテキサスの町］の商工会議所なども、実施状況に満足しています。

質問：そうですか。ではその点については、次のセクションで触れることにしませんか。まさにその点について話し合うつもりでしたから。ビザを取得できなかったらどうしたらいいのか。再審査を求めたり、拒否された理由をさらに詳しく知るにはどうすればいいか、といった問題です。

支援を要する場合

質問：これが本日の公開討論会の最後のセクションです。この

討論会を締めくくるにあたり、米国の産業界が、米国を訪れる取引先、顧客、社員のビザ取得を円滑にするために率先してできることについて、少し話し合いたいと思います。

また、うまくいかない場合、ビザが拒否された場合、あるいは迅速に何らかの対処をする必要が生じた場合にはどうなるのか、ということについても触れたいと思います。

「商用ビザ申請者全員に（中略）できるだけ早く申請手続きを開始することをお勧めします」　—ダグラス・ベーカー

ダグ、海外商務官について、少し説明してください。どのような職務にあり、このビザ手続き全般でどのような手助けをしてくれるのですか。

ベーカー：商務省は海外商業サービス局を通じ、世界85カ国に事務所を設置しており、そのほとんどは大使館や領事館の中にあります。

9.11テロ事件以前、海外商務官は特定のビザ申請者の身元保証人になることができましたが、テロ事件後の法律変更に伴い、これは廃止されました。ビザ手続きがさらに改善されれば、商務官による身元保証を再開できるのではないかと期待しています。

それ以外では、商用ビザを申請する人には、できるだけ早く申請手続きを行うことをお勧めします。

そして、企業側ができるだけ多くの情報を集めてくれれば、とても役に立ちます。

そしてビザが拒否されたり、予定どおりに入国できなかったりした場合、遠慮なく［現地の米国大使館内の］商業サービス事務所を通して、または、直接ワシントンＤＣの商務省に連絡してください。

質問：それで、商業サービス事務所の所在地が分かるウェブサイトはあるのですか。

ベーカー：ありますよ。商務省のウェブサイト(http://www.doc.gov)に入り、海外商業サービス局へのリンクをクリックしてください。

ジェイコブス：ビザ申請者が適格かどうかは、面接を行う領事担当官が判断します。そして先ほど私が言ったように、担当官が得る情報が詳しければ詳しいほど、容易に判断できます。

先ほどビザが拒否された場合のことについて少し話しましたが、私たちが窓口担当官（ライン・オフィサー）と呼んでいる、現地のビザ審査担当官によって拒否されたものはすべて、現地の上級監督官がチェックしています。そして、この上級監督官がビザ発給拒否に同意しない場合には、申請者は［再度面接を受けるために］呼ばれます。

申請者はいつでもビザの再申請ができます。再申請を妨げるものは、何もありません。しかし、前回の申請時に不足していた重要な情報が新たに得られたとか、申請者の事情が大きく変化したということがなければ、すぐに何度も再申請しない方がよいでしょう。ただし、担当官が自分の立場や事情を理解してくれていないと感じたなら、気兼ねせずに再申請すべきです。

私たちは、在外領事館で処理されるすべてのケースを［米国内で］監視しているわけではありませんが、拒否率には注意を払っています。そして、例えば同じ在外領事館の２人の担当官の間で拒否率に大きな差があれば、調査する場合もあります。もちろん、その領事館の上級監督官も調査することになるでしょう。

質問：拒否された理由を知る方法はありますか。

ジェイコブス：もちろんありますよ。拒否された場合、それが法律のどの条項によるものなのか、214条ｂ項なのか他の条項なのかを説明した書面を受け取ります。すぐ目の前に出されます。

質問：で、その214条ｂ項とは何ですか。

ジェイコブス：214条ｂ項は、最も一般的なビザ拒否の理由です。領事担当官が申請者を、移民する意思のある人物と見なしたということです。つまり、自国とのつながりを立証できなかったということです。

質問：従って追加の書類、つまり、自国に戻ってくることについて何か説得力ある理由を示すものを提供できれば、再申請を考えてもいいということですね。

でも、面接を受けられたとしても、一定の処理時間が必要じゃないですか。一般的にはそう考えられているようですが。

ジェイコブス：そうですね、申請者の97パーセントは、面接を受けて適格だと見なされれば、面接日当日、または48時間以内にビザを取得しています。

さらに詳しい身元調査のためにワシントンＤＣに照会されるケースは、ごくわずかです。2002年や2003年には、本当にそうしたケースが大幅な遅延の原因となっていましたが、その点で大きな改善を見ました。［２次調査の期間を］79日から14日に短縮したのです。大きな進歩だと思います。

ニーファック：国土安全保障省と国務省は緊密に協力し合い、さらに改善を進めるよう努力しています。チェックすべき人物を迅速にチェックし、どこかほかでチェックが行なわれている人たちを調べずに済むようにするにはどうすればよいのか、というようなことを話し合っています。

ジョンソン：ジャニス、再申請について伺いたいのですが、再

申請するときは、すべての申請書類を再提出しなければならないのですか。

ジェイコブス：そうです。

ジョンソン：申請手数料を、もう１回払って…。

ジェイコブス：そうです。

ジョンソン：私はロシア大使館で、ビザ取得のために100ドル払ったところですが、これは多くの人々にとって相当大きな金額ですよ。

申請者が「この人は私を正当に扱ってくれない。私の審査は誰か他の人にやってもらいたい」と言えば、一種の再申請で別の担当官の審査を受けられるような内部手続きはないんですか。そのようなことは可能なんですか。

ジェイコブス：在外領事館の多くがそうした手続きを採り入れています。つまり、［ビザ］窓口で何回か、例えば２回とも拒否され、再度申請すると3回目は担当部署の長がそのケースを審査するといった手続きです。でもそれは実際のところ、［領事］部の規模や人数によって、領事館ごとに違います。

質問：先ほど国務省のウェブサイトについて話されましたね。

ジェイコブス：ええ。

質問：一方で、先ほど国によって違いがある、とも言われました。［その違いを］知るにはどうしたらよいのですか。どこに問い合わせるのがベストですか。

ジェイコブス：国務省のウェブサイト(http://www.travel.state.gov)に入ると、ビザ審査を行っているすべての大使館と領事館のサイトにリンクがあります。すべての在外公館に対し、緊急にビザ申請を行わなければならない人々のための特別な手続きに関する情報を、それぞれのウェブサイトに掲載するよう指示を出しています。

質問：そして、海外商業サービス局などを通じて、特に商用ビザ申請者を対象とした手続きがあるんですね。

ジェイコブス：あります。さまざまな種類のプログラムがあります。例えば、米商工会議所に登録している企業は、面接予約を早めることができるプログラムがあります。また、領事部に企業代表の担当者を置いている大使館もあります。企業はその担当者に連絡し、予約を取ることができます。在外公館ごとに対応は少しずつ違います。

9.11テロ事件以後、先ほどお話した、移民する意思のある人物に関する214条ｂ項に基づいてビザを拒否する件数が増えたと誤解されているようです。実際には、世界全体での拒否率は、9.11テロ事件以前に比べ、多少低下しています。

以前と比べ、他の政府機関と共有する情報が増えたとか、例えば学生の入学許可を確認できるようになったとか、そういうことが重なって、あのテロ事件以後でも、ビザ発給率が高くなっていることが分かりました。

ビザの審査基準は変わっていません。実際に変わったのは、申請者のことを深く知るための措置を講じたということです。面接を行う申請者が増えましたし、書類等をより細かくチェックしていますが、資格基準は変わっていません。

司会者：切りが良いので討論会をこの辺で終わりにしたいと思います。本日は、討論会に参加して、重要な問題についてお話しいただき、ありがとうございました。結論としては、米国の門戸は開放されており、渡米目的が商用、留学、観光のいずれであっても、私たちは海外からの渡航者を歓迎しているということだと思います。

そして、本日伺ったような問題が早急に改善されることを期待しています。また、一般に信じられていることの中には、事実に反することもあり、手続き全体を円滑にするために産業界と申請者にできることもあると分かりました。

お集まりいただいた皆さんに、重ねて感謝いたします。米国でお会いできるのを楽しみにしています。有難うございました。

1．インガーソルランド社は、全世界で4万人以上の従業員と80カ所の製造施設を有する総合工業製品メーカーです。
2．米国商工会議所(AmCham)は、300万社が加盟する世界最大の非営利企業連合です。102カ国に支部を持ち、内外の米国の大企業や中小企業を代表しています。

「出入国に問題なし」

カルロス・バンニ
チリ事業開発マネージャー
ＢＡＣフロリダ銀行
チリ、サンティアゴ市

チリ担当の事業開発マネージャーである私は、米国の銀行ローンをチリのバイヤーに保証することで、米国の資本財市場の成長を促進しています。エネルギー、環境、および運輸分野の顧客に、財政支援を提供することを専門にしています。今日の、非常に競争が厳しい市場に参入し成功するために必要な財・サービスを顧客に提供してくれる米国は、私のビジネスにとって不可欠な存在です。

仕事の性質上、私は毎年２回から３回米国を訪れます。過去７年間もそうしてきましたが、2001年９月11日の同時多発テロ事件以来、米国の安全保障体制が基本的に変化したことに気付きました。

空港警備の強化は米国での事業活動を妨げているというのが、一般的な見方ですが、私の場合、不都合な思いはほとんどしていません。

私が気付いた主な変化は、空港警備の強化に関することです。現在米国は、搭乗者に対し、より厳重な警備対策を講じており、搭乗者と手荷物の検査は、さらに入念に行われています。

米国に渡航すると、入国の際に写真を撮り、指紋も採られます。空港の保安検査では靴を脱ぐように言われ、警備員からボディーチェックを受けることもよくあります。手荷物は監視カメラに通されますが、時には警備員が実際にバッグの中身を調べることもあります。

こうした検査手続きのために、私は手荷物の詰め方にもっと注意するようになりました。機内持ち込み手荷物の中に入れていた小バサミを取り上げられたことが何度かありましたが、それ以外ではこれまで何も問題はありません。

明らかにこれらの対策の影響で、列が少し長くなり、以前より保安検査にかかる時間が長くなりました。しかし、米国に入国する外国人として、粗末に、あるいは無礼に扱われたことは今まで全くありません。ただ、渡航目的と滞在期間について質問されるだけです。私は何の問題もなく入国し出国しています。

私の仕事に関して言えば、9.11テロが原因で、やり方を大幅に変えねばならないことは全くありませんでした。米国での事業のやり方はテロ以前と同じで、事業計画を変更する必要は全くありませんでした。米国市場は、引き続き私の投資事業に不可欠なだけでなく、9.11テロ攻撃後も、米国を旅行する時に私が感じる身の安全性と安心感は全く変わっていません。

警備対策を相次いで強化しても負担にはなりませんし、個人的にはひどく不便だと感じたことはありません。米国で仕事ができることは喜ばしいことです。

確かに検査所を通るのにこれまでより長い時間かかるし、２時間前には空港に到着しなければなりませんが、これらの変更は予想すべきことですし、必要なことだと思っています。結局は、より一層安全になったと感じるのですから、私は多少長い間並んで待つことも気になりません。

米国における警備強化は、また起こりかねないテロ攻撃から、国民と渡航者すべてを守ろうとする、米国の努力の表れだと思います。

安全性アップでも不便は最小限

ジミー・チャン
RJP社
香港

ほかの多くの香港ビジネスマンと同様、私も時々、貿易会社の仕事で海外出張しなければなりません。去る５月にも、仕事の相手先に会うために、米国に１週間滞在しました。

香港からシカゴへのフライトは長時間でしたが、スムースでした。シカゴには、現地時間の早朝に到着しましたが、その時間はアジア時間ではもう夜でした。入国審査エリアに行き、外国人入国カウンターの列に並びました。30人から40人の外国人が私の前に並んでおり、順番が来るまでじっと待たなければなりませんでした。

私たちは１列に並ばされ、２人の審査官から、どのカウンターに行ったらいいか指示されました。すべてが順調に進み、混乱は全くありませんでした。現場にいた警備員のうちの１人はアジア系アメリカ人の女性警官でした。

携帯電話の電源を入れないこと、そして違反した場合は電話を没収するとの警告の表示が出ていました。すでに飛行機を降りていたので、このような制約に少々当惑しましたし、なぜ携帯電話の使用が問題となるのかが分かりませんでした。その後、これも安全対策のひとつということを知りました。

15分ほどで最前列に来ると、どの入国審査官のところに行けばいいか指示されたのでその窓口に向かい、そこでいくつか質問を受けました。私の答えに納得した女性の審査官は、電子指紋スキャナーのスクリーンに左右の人差し指を交互に置くように言いました。指示に従うと、その審査官は私のHKSAR（香港特別行政区）パスポートにスタンプを押し、私の米国への入国を許可しました。この一連の手続きは問題もなく２～３分で終了しました。

米国以外の国に旅行する場合、指紋スキャンをする必要はありませんが、私の個人的意見としては、現在米国が求めている追加措置に伴う不便さは、取るに足りないものだと思います。また米国当局によって入手された個人情報が、私自身や私の国に危険や害をもたらすことはありませんし、米国がすべての渡航者に対して要求しているわけですから、米国の安全性を確保するために役立つものと思います。

香港在住の中国人である私は、9.11テロ攻撃によって私たちも不利益を被ったことを記憶しています。米国が自国民のために安全で繁栄する国であり続けることは、私たち自身の利益でもあると私は感じています。また、米国への渡航者である私が、安全性向上のために果たさなければならない務めは最小限のものであり、私は喜んでその義務を負います。

参考文献

米国に関する参考文献

The Institute of International Education, Inc. *Intensive English USA: The World's Most Complete Guide to Intensive English Language Instruction.* Washington, DC: The Institute of International Education, Inc., 2005.
http://www.iiebooks.org/inad.html

James, Marsha. *Studying in the United States Still Is Favored by International Students.* Washington, DC: Voice of America News, 23 August 2005.
http://www.voanews.com/english/archive/2005-08/2005-08-23-voa1.cfm

Kopp, Harry W. *Commercial Diplomacy and the National Interest.* New York, NY: Business Council for International Understanding, 2004.
http://www.bciu.org/news/Commercial_Diplomacy_National_Interest.htm

Lake, Jennifer E. *Border and Transportation Security: Overview of Congressional Issues.* Washington, DC: Library of Congress, Congressional Research Service, 7 April 2005.
http://www.mipt.org/pdf/CRS_RL32705.pdf

Phillips, Don. "A New Look for U.S. Air Security?" *International Herald Tribune* (30 June 2005): pp. 14, 17.
http://www.iht.com/articles/2005/06/29/business/trans30.php

Povo, Kelly. *Roadsides: Images of the American Landscape.* Plymouth, MN: Crotalus Publishing, 2004.
http://www.crotaluspublishing.com/book_roadsides.html

Priven, Judy. *Hello! USA: Everyday Life for International Visitors and Residents.* Bethesda, MD: Hello! America, Inc., 2005.
http://www.hellousa.com/bookstore.asp#hellousa

Reader's Digest Association. *Discover America: A Comprehensive Travel Guide to Our Country's Greatest Destinations.* Pleasantville, NY: Reader's Digest Association, 2004.
http://www.amazon.com/exec/obidos/tg/detail/-/0762104341/102-1511707-0869748?v=glance

Travel Industry Association of America. *Tourism Works for America.* Washington, DC: Travel Industry Association of America, 2004.
http://www.tia.org/pubs/pubs.asp?PublicationID=33

U.S. Congress. House. Committee on Energy and Commerce. Subcommittee on Commerce, Trade, and Consumer Protection. *Travel, Tourism, and Homeland Security: Improving Both Without Sacrificing Either.* 108th Cong., 2nd sess., 23 June 2004.
http://energycommerce.house.gov/108/Hearings/06232004hearing1311/hearing.htm

U.S. Department of Homeland Security. Office of the Press Secretary. *Fact Sheet: US-VISIT.* Washington, DC: Department of Homeland Security, 11 August 2005.
http://www.dhs.gov/dhspublic/display?content=4711

U.S. Department of Homeland Security. U.S. Customs and Border Protection. *DHS Offers Travel Tips for Arriving Foreign Students and Exchange Visitors.* Washington, DC: Department of Homeland Security, 4 January 2005.
http://www.cbp.gov/xp/cgov/newsroom/press_releases/0012005/01042005.xml

U.S. Department of State. Bureau of Consular Affairs. V*isa Waiver Program.* Washington, DC: Department of State, July 2005.
http://travel.state.gov/visa/temp/without/without_1990.html

U.S. Department of State. Bureau of Educational and Cultural Affairs. Fulbright Program. *Fortieth Report of the J. William Fulbright Foreign Scholarship Board.* Washington, DC: Department of State, 2004.
http://exchanges.state.gov/education/fulbright/ffsb/annualreport/2003/

U.S. Department of State. Bureau of Educational and Cultural Affairs. Office of Global Educational Programs. Educational Information and Resources Branch. *If You Want to Study in the United States.* Washington, DC: Department of State, 2003.
http://educationusa.state.gov/pubs.htm

Yale-Loehr, Stephen, Demetrios G. Papademetriou, and Betsy Cooper. *Secure Borders, Open Doors: Visa Procedures in the Post-September 11 Era.* Washington, DC: Migration Policy Institute, 2005.
http://www.migrationpolicy.org/pubs/visa_report.pdf

米国国務省は、他の機関・組織が発行する上記の各資料の内容および入手の可能性については責任を負いません。インターネット・リンクはすべて2005年９月現在有効なものです。

関連するウェブサイト

米国に関するオンライン情報

Council for International Exchange of Scholars: Fulbright Programs for Visiting (Non-U.S.) Scholars
http://www.cies.org/vs_scholars/

The Institute of International Education, Inc.
http://www.iie.org/

See America
http://www.seeamerica.org/

Travel Industry Association of America
http://www.tia.org/

U.S. Chamber of Commerce: American Chambers of Commerce Abroad (AmChams)
http://www.uschamber.com/international/directory/

U.S. Chamber of Commerce: Travel and Tourism Across America
http://www.uschamber.com/ncf/initiatives/travel.htm

U.S. Chamber of Commerce: Visa Issuance
http://www.uschamber.com/issues/index/immigration/visas.htm

U.S. Department of Commerce: International Trade Administration
http://www.ita.doc.gov/

U.S. Department of Commerce: International Trade Administration: U.S. Commercial Service: Export.gov
http://www.export.gov/comm_svc/

U.S. Department of Homeland Security: Transportation Security Administration: Travelers and Consumers: Travel Tips
http://www.tsa.gov/public/display?theme=183&content=09000519800720a4

U.S. Department of Homeland Security: U.S. Citizenship and Immigration Services: Temporary Visitors
http://uscis.gov/graphics/services/tempbenefi ts/

U.S. Department of Homeland Security: U.S. Immigration and Customs Enforcement: Student and Exchange Visitor Information System (SEVIS)
http://www.ice.gov/graphics/sevis/

U.S. Department of Homeland Security: US-VISIT
http://www.dhs.gov/dhspublic/display?theme=91&content=3768

U.S. Department of State: Bureau of Consular Affairs: Biometrics
http://travel.state.gov/visa/immigrants/info/info_1336.html

U.S. Department of State: Bureau of Consular Affairs: Temporary Visitors to the U.S.
http://travel.state.gov/visa/temp/temp_1305.html

U.S. Department of State: Bureau of Educational and Cultural Affairs: EducationUSA
http://educationusa.state.gov/

U.S. Department of State: Bureau of Educational and Cultural Affairs: EducationUSA: U.S. Visa Information
http://educationusa.state.gov/usvisa.htm

U.S. Department of State: Bureau of Educational and Cultural Affairs: Fulbright Program
http://exchanges.state.gov/education/fulbright/

U.S. Department of State: Bureau of Educational and Cultural Affairs: International Visitor Leadership Program
http://exchanges.state.gov/education/ivp/

U.S. Department of State: Foreign Consular Offices in the United States
http://www.state.gov/s/cpr/rls/fco/

U.S. Department of State: International Information Programs: Diversity in the United States
http://usinfo.state.gov/usa/diversity/

U.S. Department of State: International Information Programs: Global Issues: Visas and Passports
http://usinfo.state.gov/gi/global_issues/immigration.html

U.S. Department of State: International Information Programs: InfoUSA: Travel: Overviews
http://usinfo.state.gov/usa/infousa/travel/travover.htm

U.S. Department of State: International Information Programs: U.S. Society, Culture and Values
http://usinfo.state.gov/usa/

Voice of America News: Visiting the USA
http://www.voanews.com/english/travelusa.cfm

米国国務省は、他の機関・組織が発行する上記の各資料の内容および入手の可能性については責任を負いません。インターネット・リンクはすべて2005年９月現在有効なものです。

米国大使館 / アメリカンセンター・レファレンス資料室

米国大使館 / アメリカンセンター・レファレンス資料室は、広報・文化交流活動の一環として、全国５都市に設けられている情報資料センターです。米国について、幅広い分野の参考資料、政府刊行物、研究機関のレポート、データベースなどを備えており、専門のスタッフがさまざまなお問い合わせに応じています。どなたでもご利用いただけますので、お気軽にお越しのうえご相談ください。来館にはご予約が必要です。電話・FAXでのお問い合わせにも応じております。

札幌アメリカンセンター・レファレンス資料室
開館　13:00-17:00（要予約）
電話受付　8:30-17:30（月曜－金曜）

〒064-0821
札幌市中央区北１条西28丁目　在札幌米国総領事館内
Tel: (011) 641-3444
Fax: (011) 641-0911
http://sapporo.usconsulate.gov/wwwhjmain.html

米国大使館レファレンス資料室
開館　13:00-17:00（要予約）
電話受付　10:00-12:00、13:00-17:00（月曜－金曜）

〒107-8420
東京都港区赤坂1-10-5
Tel: (03) 3224-5293（来館予約受付）
Tel: (03) 3224-5292（レファレンス受付）
Fax: (03) 3505-4769
http://japan.usembassy.gov/j/irc/ircj-tokyo.html

名古屋アメリカンセンター・レファレンス資料室
開館（要予約）
電話受付　13:00-17:00（月曜－金曜）

〒450-0001
名古屋市中村区那古野1-47-1　名古屋国際センタービル６階
Tel: (052) 581-8641
Fax: (052) 561-7215
http://nagoya.usconsulate.gov/

関西アメリカンセンター・レファレンス資料室
開館（要予約）
電話受付　13:00-17:00（月曜－金曜）

〒530-8543
大阪市北区西天満2-11-5　在大阪・神戸米国総領事館６階
Tel: (06) 6315-5970
Fax: (06) 6315-5980
http://osaka.usconsulate.gov/wwwhjkac.html

福岡アメリカンセンター・レファレンス資料室
開館　13:00-17:00（要予約）
電話受付　9:30-17:00（月曜－金曜）

〒810-0001
福岡市中央区天神2-2-67　ソラリア・パークサイドビル８階
Tel: (092) 733-0246
Fax: (092) 716-6152
http://japan.usembassy.gov/j/irc/ircj-fukuoka.html

メモ

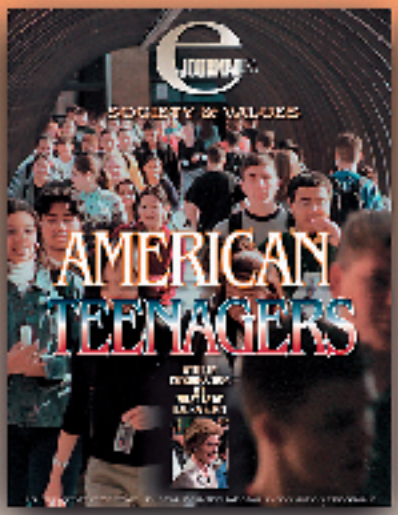

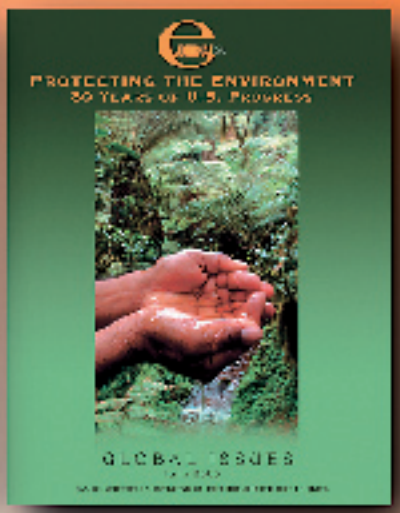

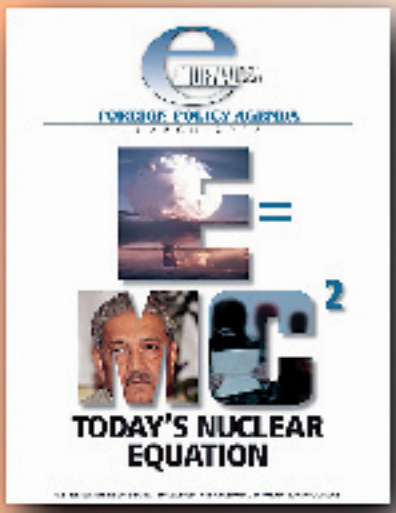

複数の言語で
発行する
月刊ジャーナル

在日米国大使館

http://japan.usembassy.gov/

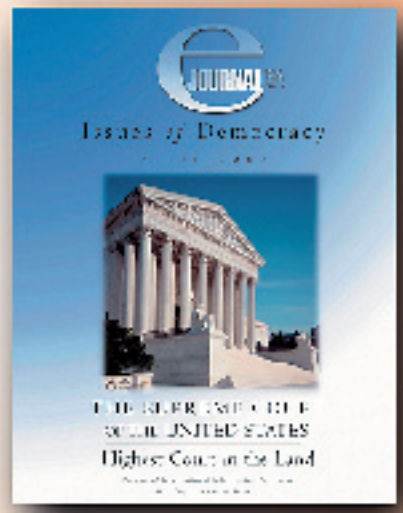

eJournal既刊の一覧は、以下を参照してください。
http://usinfo.state.gov/journals/journals.htm